

## 国立大学法人高知大学医員（研修医）臨床研修出向規則

平成16年4月1日  
規則第350号

最終改正 令和4年9月29日規則第39号

### （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則（以下「本学の就業規則」という。）第11条に基づき臨床研修のため出向する医員（研修医）（以下「出向者」という。）の取扱いについて定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規則において「出向」とは、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に在籍のまま、本学の命令により本学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムに基づき、協力型研修病院又は研修協力施設（以下「出向先」という。）において業務を通じた臨床研修のため、その指揮・命令系統に従い出向先に勤務することをいう。

### （出向の取扱原則）

第3条 本学は、出向者の労働条件等が出向によって不利益とならないよう努めなければならない。

2 出向者の出向先における服務規律、労働時間、休日・休暇等の勤務条件は、原則として出向先の就業規則による。ただし、年次有給休暇日数の取扱いについては、本学の就業規則を適用する。

3 前項の規定にかかわらず、退職、解雇及び懲戒の取扱いについては、本学の就業規則によるものとする。

### （職員への通知）

第4条 本学が職員に出向を命ずる場合は、事前に出向先、出向目的、労働条件、処遇、期間等を当該職員に明示するものとする。

2 前項で明示した内容は、出向中の出向先における業務上の必要から、その一部を変更することがある。

### （出向期間）

第5条 出向期間は、1年以内とする。ただし、業務上の都合等により、その期間を延長又は短縮することができる。

### （勤続期間）

第6条 出向期間は、本学の勤続期間に通算する。

(給与及び諸手当)

第7条 出向者の給与及び諸手当は、原則として、本学の規定に基づき本学が支給（経費負担を含む。次項及び次条において同じ。）する。

2 前項の規定にかかわらず、出向者の給与等を出向先において支給する場合及びその他給与等の支給に必要な事項を定める場合は、本学と出向先が協議の上決定する。

(旅費)

第8条 出張の旅費は、次のとおりとする。

(1) 出向期間中の出向先の業務に係る出張旅費は、出向先の規定に基づき出向先が支給する。

(2) 本学の業務に係る出張旅費は、本学の規定に基づき本学が支給する。

(復帰)

第9条 出向者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本学に復帰させるものとする。

(1) 出向期間が満了したとき。

(2) 出向期間中に退職するとき。

(3) 出向先の就業規則による解雇、懲戒（減給及び戒告を除く。）及び休職の事由に該当したとき。

(4) その他本学が特に必要と認めたとき。

2 出向者が出向期間中に死亡したときは、本学に復帰したものとして取り扱う。

(安全衛生)

第10条 出向者の健康管理その他の安全衛生の管理は、出向先で行うものとする。

(社会保険)

第11条 出向者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、本学において被保険者資格を継続するものとし、保険料の事業主負担分は本学が負担する。

(労災保険)

第12条 出向者の労災保険は、出向先で加入するものとし、加入に要する経費は、出向先が負担する。

(契約)

第13条 この規則により職員を出向させる場合は、本学と出向先は、出向に関する契約を締結しなければならない。

2 出向先又は本学の事情その他により、この規則に定めのない事項が生じたときは、その都度出向先及び本学で協議の上、定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 94 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 29 日規則第 39 号）

この規則は、令和 4 年 9 月 29 日から施行する。